

事 務 連 絡
平成 29 年 9 月 22 日

身体障害者用物品販売会社
販売担当責任者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する
身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月厚生省告示第130号）」
の別表に掲げる物品の指定について

貴社におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より障害保健福祉行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般、標記の告示第1項第21号、第28号の3、第28号の7、第29号、第29号の2、第33号、第33号の2、第35号及び第36号の各号に規定される、別表に掲げる製品について、新規指定、継続指定又は指定解除を希望される場合は、下記事項に留意し、内容を熟読のうえ、申請書類を当室あてに提出いただきますようお願いいたします。

申請書の提出期限は平成29年10月20日（金）（必着）といたします。期限後の受付は一切行いませんので、予めご了承ください。

また、製品によっては、申請後の11月～12月下旬頃に、製品内容を把握するための個別ヒアリングを行う場合がありますことを申し添えます。

なお、申請の結果については、平成30年3月31日に発行される官報による掲載をもって代えさせていただきます。

記

1. 提出期限

- (1) 申請書提出：平成29年10月20日（金）必着

2. 提出先

- (1) 申請書類一式（様式第1号～5号）

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL：03-5253-1111(内) 3071、3073 FAX：03-3503-1237

- (2) 申請製品一覧（様式第4号及び第5号）
以下アドレスにメールにて、電子媒体を添付して提出。
アドレス：SGJIRITU@mhlw.go.jp

3. 提出物

次の、(1)、(2)のいずれについても提出すること。

- (1) 新規、継続、解除について、申請製品毎に以下の必要書類を整えたうえで、郵送で提出すること。

① 新規指定申請

- 1 新規指定申請書【様式第1号】（1部）
- 2 登記簿謄本（3ヶ月以内に取得したもの。）（1部）
- 3 新規申請物品の説明資料【様式第4号】
- 4 指定を希望する製品カタログ（3部）
- 5 取扱説明書（1部・A4サイズ（コピー可））
- 6 その他新規指定を希望する製品の説明資料（必要であれば1部）
※登記簿謄本は申請書ごとに、それぞれ1部を添付すること。（コピー可）
※3、6については、できるだけ詳細に記載すること。

② 継続指定申請

- 1 継続指定申請書【様式第2号】（1部）
- 2 登記簿謄本（販売元の名称・住所に変更がある場合のみ）（1部）
- 3 指定を希望する製品の申請時点での最新のカタログ（3部）
- 4 平成28年度指定時と今回申請時の製品仕様比較表（様式任意）（1部）
※登記簿謄本は申請書ごとに、それぞれ1部添付すること。
※平成28年度指定時と変更がない場合は、仕様比較表に、その旨記載すること。

③ 指定解除申請

- 1 指定解除申請書【様式第3号】（1部）

- (2) 申請する全ての製品に関する情報について、【様式第5号】の記入例に沿って記載すること。

※1社につき1ファイル

4. 留意事項

- (1) 共通事項・その他

- ① 申請書【様式第1～5号】につきまして、電子媒体での記入を希望される場合は、上記2. 提出先(2)のアドレス宛までご連絡ください。様式を送付いたします。
- ② 今年度より、製品名についての全角・半角表記に関しては、官報掲載の規定等の関係から、統一表記とさせていただきます。したがって、実際の販売名と、官報掲載の製品名に全角・半角の相違が発生いたしますが、非課税として販売する際の運用には差し支えありませんので何卒ご了承ください。
- ③ 申請書の「製品の分類」欄には、以下のように告示に掲載された物品分類名（9項目）を、該当がない場合は「その他」と記載してください。

(注) 告示別表に定める物品

- ・別表第1 視覚障害者用ポータブルレコーダー(第21号関係)
- ・別表第2 視覚障害者用読書器(第28号の3関係)
- ・別表第2の2 視覚障害者用音声ICタグレコーダー(第28号の7関係)
- ・別表第3 聴覚障害者用屋内信号装置(第29号関係)
- ・別表第3の2 聴覚障害者用情報受信装置(第29号の2関係)
- ・別表第4 重度障害者用意思伝達装置(第33号関係)
- ・別表第5 携帯用会話補助装置(第33号の2関係)
- ・別表第6 福祉電話器(第35号関係)
- ・別表第7 視覚障害者用ワードプロセッサ(第36号関係)

- ④ 指定を希望する製品のカタログには、日本語による解説、販売元(本社及び支店の名称、住所及び連絡先)、製品の写真、製品の仕様、付属品の有無、販売価格等必要な情報が掲載されているか確認してください。なお、カタログでは製品の概観がわかりにくい場合は、前後上下の四方向から撮影した写真を添付してください。また、取扱説明書についても、必ず日本語で書かれたものを添付してください。
- ⑤ 輸入品の場合、輸入元のみか、あるいは輸入元かつ販売元であるかについてもカタログ等に明記してください。
- ⑥ 提出期限は厳守してください。期限経過後に提出された書類の受付は行いません。申請を行わなければ、自動的に指定を解除することとなりますのでご注意ください。
- ⑦ 資料のホチキス止めは決してしないでください(クリップ止めとして下さい)。
- ⑧ 登記簿謄本に記載の所在地と申請書【様式第1～5号】の所在地は同様になるよう正確な所在地を記載ください。

(2) 新規指定申請

- ① 告示改正前に非課税扱いとすることは厳禁です。申請書類の表示価格は税込価格としてください。
- ② 新規指定申請を行うにあたっては、販売計画及び販売見込み等を精査し、申請後、すぐに指定解除の申請を行うことのないように留意してください。
- ③ 申請時点において販売されている物品が対象となります。申請時以降に販売を予定している物品については対象なりません。

(3) 継続指定申請

- ① 継続申請される製品について、平成28年度指定時の製品内容と現在販売している製品内容に相違がないかを確認します。このため、今年度申請時点の最新カタログ及び平成28年度指定当時と現在の仕様を比較した表(仕様比較表)をご提出いただきます。添付がない場合は指定を行うことができませんので、ご注意ください。
- ② 製品名・構造・機能等、本質的な変更がある場合は新規申請が必要です。
- ③ 仕様比較表には、少なくとも以下の事項は記載してください。
 - ・基礎項目
製品名、型番、製品指定日、新規指定当時の価格、今回申請時点での価格、幅×奥行×高さ、質量等
 - ・製品の機能

- ・ 付属品の名称
- ・ 非課税対象の範囲
- ・ 非課税対象となる付属品の明示

④ 継続指定申請をされたもののうち、審査の結果、当省において「身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能が、本質的な部分において、新規指定当時の申請内容と比較し、差異がある」と判断される場合は、改めて新規指定申請を行っていただくこととなりますのでご了承ください(財務省協議の結果、引き続き継続指定になる場合もあります)。

(4) 指定解除申請

全国に流通が無いことを確認すること。解除した時点で課税となります。万が一、当該製品の流通がある場合、消費者・販売店（小売店）等に影響があるため、十分に確認すること。